

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第8回島根海区漁業調整委員会が、平成25年10月10日(木)に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について諮問、報告等が行われました。

(1) 「島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」の変更について(諮問)

- 「海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、TAC(漁獲可能量)制度のもと、県が国からTACの配分を受け、中型まき網漁業など知事許可漁業が採捕する魚種についてTAC、管理方法などを定めるものです。
- 平成25年9月11日に開催された国の水産政策審議会において、資源が回復しているマイワシについて、平成25年のTACを36万トンから38.8万トンへ増枠することが決定されたことにともない、農林水産大臣から島根県知事に3千トンの追加配分を行う旨通知がありました。
- この追加配分を受けて、県が管理するTAC計画において、マイワシの管理量を2.8万トンから3.1万トン(中型まき網漁業の管理量:2.7万トン→3万トン)に変更することについて、知事から諮問がありました。
- 今回の委員会では、県からマイワシ資源の動向や全国のTAC配分状況、島根県での漁獲量が8月末で既に2.2万トンに達していることを含め、TAC計画の変更案について説明があり、検討の結果、異議ない旨の答申をすることが決定されました。

(2) 国直轄の漁場整備事業(フロンティア漁場整備)について(報告)

- 排他的経済水域において、TAC、TAE(漁獲努力量)管理対象魚種の資源増大を目的に国が事業主体として実施している直轄の漁場整備事業について県から報告がありました。

- 島根県に關係する事業としては、①平成19年度から島根県、鳥取県、兵庫県を關係県として3県の沖合で実施している「アカガレイ・ズワイガニ保護育成礁（事業費65億円）」と②島根県と鳥取県を關係県として平成25年度から隱岐海峡で実施する「マイワシ等を対象とするマウンド礁（事業費21億円）」があります。
- 直轄の漁場整備では、制度上25%の關係県負担がありますが、本県と鳥取県は財政状況等を配慮した措置により、負担割合が10%に軽減されており、事業費に受益割合と10%を乗じた金額が島根県の負担額となります。
- 説明終了後、委員から保護育成礁についての今年度の工事の進捗状況やマウンド礁の事業費について島根県と鳥取県の負担割合について質問がありました。
- さらに、隱岐海峡のマウンド礁に関して、効果を算定した事前評価の内容についての質問があり、次回の委員会において追加説明をおこなうこととなりました。

(3) その他

- 事務局から、全国漁業調整委員会連合会・日本海ブロック会議を平成25年11月14日に松江市において開催することについて事務局から説明がありました。
- また、翌15日に行う視察については、9月1日からオープンした大田市水産物卸売市場（和江漁港）を予定している旨説明がありました。
- 岸会長から、各委員においては忙しいところではあるが、都合をつけてできるだけブロック会議に出席して欲しい旨発言がありました。

(4) 次回開催予定（事務局）

- 次回の海区委員会は、12月の上～中旬を予定し、議題は平成26年のTAC計画の諮問等となる予定です。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950